

# 令和元年度 砂利採取業務主任者試験案内

## 1 試験の日時

令和元年11月8日（金曜日） 午前10時開始：正午終了（120分）

## 2 試験会場

山口市滝町1番1号 山口県庁本館棟8階 商工労働部1号会議室

## 3 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はありません。

## 4 試験科目

- (1) 砂利の採取に関する法令事項
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

## 5 受験手続

### (1) 受験提出書類

#### ① 受験願書

② 写真1枚：サイズは縦6cm×横4cm。出願前6月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとし、裏面に撮影年月日、氏名（フリガナ）、年齢を記入のこと。所定の欄に貼ること。

③ 受験手数料：8,000円に相当する山口県収入証紙（市役所・町役場、県庁2階売店等で販売）を購入し、受験願書の所定の欄に貼ること。

### (2) 受験提出書類受付期間

令和元年10月15日（火曜日）から令和元年10月25日（金曜日）（土曜日・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合は、令和元年10月25日（金曜日）までの消印のあるものは有効とする。

### (3) 受験願書の請求方法

受験願書は、山口県商工労働部商政課にて配布する。

なお、郵送で請求の場合、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書〇部請求」と朱書し、請求部数に応じた金額（下記参照）に相当する返信用切手を貼付した宛先明記の返信用封筒（縦33.2cm×横24cm、角形2号）を同封すること。

#### 【返信用封筒に貼付する切手の金額】

1部 120円 2～3部 140円

## 6 合格基準

法令問題、技術問題ともそれぞれ1問10点で、法令問題、技術問題と合わせて200点満点とし、合格点は、法令問題及び技術問題合わせて130点以上かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とする。

## 7 合格発表

合格者の発表は令和元年11月29日（金曜日）とし、合否を受験者に文書で通知する予定です。また、合格者の受験番号を県商政課のホームページに掲載する予定です。（電話等による合格者の照会には一切応じません。）

## 8 受験提出書類の受付、受験願書の請求先、この試験の問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県 商工労働部 商政課 産業資源班（県庁8階） TEL：083-933-3155（直通）